

令和四年第十八回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年十月七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十八回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第十七回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、請願の審査が一件と事務局からの報告が二件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 請願の審査 英語スピーキングテスト（ESAT-J）の中止と、ESAT-Jの結果を都立高校入試に導入することの見送りを、都教育委員会に働きかけることを求める請願

○渡部教育長 それでは、本件につきまして、請願者より趣旨説明したいとの申出がありますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、審査の流れを御説明いたします。まず、委員会を休憩し、趣旨説明及び委員から質問があれば行います。その後、委員会を再開し、理事者の説明、それに対する質問、意見とさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、趣旨説明を聴取するため、しばらくの間、委員会を休憩いたします。

す。

午前十時一分休憩

午前十時十五分再開

○渡部教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を行います。

本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） それでは、英語スピーキングテスト（ESAT-J）の中止と、ESAT-Jの結果を都立高校入試に導入することの見送りを、都教育委員会に働きかけることを求める請願について、御説明をいたします。

請願の要旨は、先ほどの請願者の方からの御説明のとおり、二点でございます。一点目ですが、都教育委員会に対し、ESAT-Jを中止する英断を下し、仮に実施した場合も、都立高校入試への導入を見送るよう働きかけてください。二点目ですが、区下の中学でのESAT-Jの登録などの現状や、高校入試の進路指導が円滑に行われる見通しなどを中学校の先生たちに聞き取り調査し、都教育委員会へ現場の実態を伝えてくださいというものでございます。

続きまして、口頭での説明にはなりますが、ESAT-Jの概要について御説明をいたします。本調査の目的は二点です。一点目は、中学校における生徒の英語、話すことの力を評価し、英語教育の充実や改善に役立てること、二点目は、都立高等学校入学者選抜において、英語を話すことの能力について、ESAT-Jの結果を活用し、学習の成果を的確に測定することです。

なお、本調査の実施主体は都教育委員会でございます。ESAT-Jの実施運営に関しては、ベネッセコーポレーションが行うこととしています。

本調査の対象は、都内区立中学校に在籍する第三学年生徒です。特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒につきましては、希望による受験となっております。

日程につきましては、令和四年十一月二十七日日曜日十三時より開始となっております。実施日に受験ができなかった場合の予備日としまして、令和四年十二月十八日日曜日にも設けられております。会場は、都立学校や民間の施設を利用することとなっております。

実施方法は、事業者が用意するタブレット端末を用いて、回答音声を録音する方式で実施します。試験時間は、準備時間を含み、六十五分程度となっております。生徒の個人情報につきましては、E S A T—Jの実施に必要な目的のみに使用され、原則として、各教育委員会、都教育委員会及びテスト実施事業者以外の第三者へは提供されないことや、テスト終了後は適切に削除されます。

そのほか、障害等のある生徒に対しましては、受験方法、受験時間、受験会場等についての特別措置が申請でき、専用会場において、生徒の障害の特性等を考慮した上で、障害等の内容に応じて特別措置が行われます。

都立高校入試においては、学力検査の得点と調査書点の合計にE S A T—Jの結果を加えて、総合得点を算出することとなっております。

なお、個別の状況や、障害特性等のやむを得ない理由で受験できない生徒につきましては、特別措置申請ができることとなっております。

最後になりますが、区内の生徒の申込み状況は、九月二十二時点で九八%の生徒が申込みを完了しているところでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 先ほど、請願者の御説明の中にあつた、不受験者の評価をどういうふうにして、それがどの程度の構成であるのか、その辺を少し詳しく御説明をいただきたいということが一つ、それからもう一つは、九〇数%の申込みが

あるということですが、その間、学校ですとか教育委員会に区の保護者の方々、あるいは当事者、生徒からどのような意見が今挙げられてきて、それにどういようように対応しているのか、そのあたりを御説明いただけますか。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 受験者の扱いにつきまして、英語学力検査の得点で順位を決め、不受験者と英語学力検査の得点と同じもののE S A T—Jの結果をそれぞれ点数化し、その平均値により、不受験者の仮のE S A T—J結果を求めることとなっております。平均値が十八点以上の場合はA、十四点以上十八点未満はB、十点以上十四点未満はC、六点以上十点未満はD、二点以上六点未満はE、二点未満はFといたしまして、そちらを都立高校入試の合計点に換算をしていくという扱いになっております。

続きまして、区教育委員会に学校から寄せられている声としましては、現在把握している範囲では、不慣れなため申込手続きに戸惑う生徒がいたですとか、不受験者と、それから非受験者——申込みをしない生徒のことになります——の入試における扱いの違いが分かりにくいなどの声が寄せられております。既に都教育委員会には担当のほうからそういった声を伝えているところでございます。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。都立高校の入試は都の教育委員会が実施するものであるところ、入試を受けるのは主に中学校三年生の生徒たちですので、生徒や保護者の方々の立場に立って、保護者の方々や学校関係者の御意見を都教委に伝えるなど、適切に入試が行われるように、都の教育委員会との連携を世田谷区教育委員会としても図っていくべきと考えます。

○中村委員 澁澤委員の質問とも多少重なるかもしれませんが、この件に関して、中学の校長会等ではどのような意見が出されているのか、校長会にも進路担当のセクションがあると思しますので、その辺をお聞かせください。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 校長会からの声といたしましては、これまで粛々と準備を進めてきているというところで生徒が準備をしてまいりましたので、引き続き粛々と対応を進めていくことが求められるという声をいただいているところでございます。

○中村委員 分かりました。

○鈴木委員 御説明ありがとうございます。私は保護者の立場として、こちらの結果の公開から願書提出までの期間が非常にタイトということで、まだコロナと、またこれから冬、インフルエンザなど、感染症が広がるような時期と重なります。この間に、今までずっと感染対策は十分にはなされているとは思いますが、何分初めての試みですので、受験生にとって不利益になるようなことがないように、世田谷区の教育委員会として御尽力いただきたいと思えます。

特に、生徒のほうはそれぞれ、保護者が対策をしつかりされているとは思いますが、願書を提出するに当たり、現場の先生方の健康管理など、非常に重要だと考えておりますので、そちらのほうも御尽力お願いしたいと思います。

○渡部教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に私から副参事に一点確認します。これまでの区教育委員会と都教育委員会とのやり取りはどのようなものでしたか。

○井元教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） これまで、都教育委員会から学校や生徒、保護者に向けた通知やリーフレット等が事務局に送られてきた際には、速やかに学校へ送付して、教員や生徒、保護者に向けた情報が円滑に伝達されるよう努めてまいりました。また、保護者や生徒などの不安の解消に向けて、学校から聞き取った課題、保護者の声や生徒の実態を都教育委員会へ情報提供してまいりました。

引き続き、学校と連携して、E S A T—Jの受験を希望する生徒が円滑に受験することができるよう、都教育委員会に働きかけてまいりたいと考えており

ます。

○渡部教育長 それでは、英語スピーキングテスト（E S A T―J）の中止と、E S A T―Jの結果を都立高校入試に導入することの見送りを、都教育委員会に働きかけることを求める請願について、意見をまとめます。

E S A T―Jの中止や都立高校入試への導入の判断については、実施主体である都教育委員会において適正に判断されるべきものであり、現在、都議会においてE S A T―Jについて話し合いがなされていることを承知しています。

また、これまで所管課において、学校と連携して、生徒一人一人のE S A T―Jの申込み状況や申込みに係る課題等について、都教育委員会へ情報提供してきておりますが、こういった対応は引き続き丁寧に行う必要があります、特に、手続きミスにより受験を希望する生徒が受験できなかったということがないよう、所管課において学校との連携をより一層深めながら対応していくこととします。

こここのところは重要ですので、もう一度繰り返してお話をさせていただきます。E S A T―Jの申込み状況や申込みに係る課題等について、都教育委員会へ情報提供を丁寧に行うこと、それから、手続きミスなどにより受験をする生徒が不利にならないように、所管課において学校との連携をより一層深めながら対応していくことをお願いしたいと思います。

最後に、区教育委員会としては、都教育委員会に対し、E S A T―Jの中止や都立高校入試への導入を見送る働きかけはしないものとして請願をまとめたいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本請願の審査を終了いたします。

それでは、引き続き次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する

る規則」第二条の二による教育長の臨時代理について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第二条の二による教育長の臨時代理について御報告いたします。

資料の1、主旨を御覧ください。九月九日の当委員会定例会にて意見聴取議案として提出いたしました、定年引上げ及び育児休業制度に関する条例が、区議会第三回定例会において、九月三十日に議決をされたところでございます。

議決された条例のうち、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の十月一日の施行に合わせて改正が必要となる規則について、同じく十月一日に施行する必要があるとございます。規則改正は、教育委員会の決定事項となりますことから、条例議決後から施行までに教育委員会を招集するいとまがないため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により、九月三十日付で決定させていただきましたので、この点御報告いたします。

次に、2の一部改正した規則は、記載のとおりでございます。

3の改正内容でございます。まず、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございますが、出産支援休暇の取得可能期間を改正してございます。出産支援休暇はこれまで出産日の後、八週間以内に取得可能でございましたが、改正後は出産日以降、一年を経過する日までの期間に取得することが可能となります。この改正は、育児休業制度が改正され、子どもが生まれてから八週間以内に取得できる育児休業取得回数制限が緩和されたことに伴う改正でございます。

このほか、定年引上げに伴う所要の規定整備を行っております。

次に、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則並びに幼稚園教育職員の勤勉

手当に関する規則でございますが、手当の支給期間における欠勤等の日数の算定に当たりまして、育児休業の承認にかかる期間の全部が子の出産後八週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業につきまして、それぞれ一月以下である場合は、その期間の欠勤等の期間から除くものとする改正でございます。こちらも育児休業制度が改正されたことに伴いまして、必要な改正を行うたものでございます。

このほか、定年引上げに伴う所要の規定整備も同時に行っております。

施行日は、各規則におきまして、育児休業制度に伴う改正につきましては、令和四年十月一日、定年引上げに伴う改正につきましては令和五年四月一日としまして、表の中の右の欄に記載のとおりでございます。また、規則の一部改正に当たりまして、九月三十日付で公布をしておりますが、この署名につきましても、臨時代理として教育長が署名いたしましたことを御報告させていただきます。

なお、別紙1から別紙3―2まで、改正内容を記しました新旧対照表等を添付してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和五年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 それでは、令和五年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について御報告を申し上げます。

本件は、八月二十三日の教育委員会に御報告いたしました区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の令和五年度の新入園児（四歳児）募集の結果について御報告するものでございます。

1の募集概要でございます。令和五年度の新入園児（四歳児）の募集につきまして、九月十三日から十五日まで申込みの受付を行いました。

なお、定員に満たない園につきましては、九月二十七日以降、随時申込みを受付しております。

2の応募状況等でございます。園別の応募状況でございますが、表の中の受付数の合計欄を御覧いただければと存じます。区立幼稚園七園六十八名、多聞幼稚園のみ幼稚園枠六十名、合計募集人員五百三十六名に対しまして、百二十九名の御応募をいただき、平均の応募倍率は約〇・二四倍でございました。

3の今後のスケジュールでございます。十月中に健康診断を行いまして、十月下旬から十一月中旬にかけて就園相談を行います。その後、令和五年三月上旬以降、入園承諾書を発送する予定でございます。

4のその他でございます。今後の区立幼稚園、区立認定こども園につきましては、区立幼稚園集約化等計画に基づき、集約化の実施及び機能充実に向けて検討、準備を進めていく予定でございます。

また、参考といたしましたして、二ページ目に、過去五年間の新入園児当初受付状況についても記載しております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(3)その他の連絡事項等はありませんか。

本日は資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。
それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりまして、関係職員としては、知久教育総務部長、小泉教育政策部長、平沢教育総合センター担当参事、内田生涯学習部長、井上教育総務課長、斉藤学務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、井元副参事、加野生涯学習・地域学校連携課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時三十六分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十九分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は十月二十五日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十八回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十分閉会